

国土交通省所管独立行政法人の見直し当初案

- 見直し当初案整理表

自動車事故対策機構 P. 1

住宅金融支援機構 P. 21

- 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況

自動車事故対策機構 P. 34

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人自動車事故対策機構			府省名	国土交通省	
沿革		昭和48年12月 自動車事故対策センター設立 平成15年10月 独立行政法人自動車事故対策機構へ移行					
中期目標期間		第1期：平成15年10月1日～平成19年3月31日			第2期：平成19年4月1日～平成24年3月31日		
役員数及び職員数 (平成23年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		6人(2人)	6人(2人)	0人(0人)	334人		24人
年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(要注)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	0	0	0	0	0	0
	特別会計	12,070	11,710	11,400	10,937	10,734	11,106
	計	12,070	11,710	11,400	10,937	10,734	11,106
	うち運営費交付金	8,429	8,105	7,819	7,420	7,144	7,341
	うち施設整備費等補助金	510	487	456	384	380	478
	うちその他の補助金等	3,132	3,118	3,125	3,133	3,210	3,288
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	0
支出予算額の推移 (単位：百万円)		14,112	15,037	14,533	14,146	14,096	14,652
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		166	242	268	305		
発生要因 見直し内容		貸付業務勘定に係る国債等有価証券の受取利息等による収益や貸倒引当金等に充てるための前中期目標期間繰越積立金を計上しているため。					
		-					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		1,440	2,722	4,012	4,965		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		11,096	10,972	10,767	10,628	(見込み)	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、安全指導業務に係る民間参入や自動車アセスメント業務の(独)交通安全環境研究所への移管に応じた効率化を図る。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項)		<業務運営の効率化に関する事項> ○ 指導講習業務及び適性診断業務に係る自己収入比率に関して、当期中期目標期間における最後の事業年度において					

等) (平成 22 年度実績)

50%以上とする目標については、トップセールス等による受講・受診の促進のPR及びIT化による事務の効率化等により経費の節減に努めた結果、平成 22 年度において 61.0% (指導講習 : 67.6%、適性診断 : 57.9%) と着実な状況である。

- 療護センターの高度先進医療機器について、自己収入増加の観点から入院患者に支障のない範囲内で、11,031 件 (平成 22 年度実績) の外部検査受託を行い、経費節減を図っている。
- 交通遺児等への生活資金の貸付について、債権回収率 90%以上を確保している。また、独立行政法人整理合理化計画 (平成 19 年 12 月 24 日閣議決定) においても「債権回収経費については、平成 20 年度に平成 18 年度末比で 20%程度を目途に経費の一層の削減を進める。」とされており、平成 19 年度及び平成 20 年度において債権回収要員の主管支所への集約化に加え、債権回収業務の効率化を図ったことにより、平成 18 年度比 26.8%の経費を削減した。
- 一般管理費に関して、当期中期目標期間における最後の事業年度において平成 18 年度比で 15%程度に相当する額を削減する目標については、平成 22 年度において 16.8%と着実な状況である。
- 業務経費に関して、当期中期目標期間における最後の事業年度において平成 18 年度比で 10%程度に相当する額を削減する目標については、平成 22 年度において 23.6%と着実な状況である。
- 上記の一般管理費、業務経費とは別に、i-NATS (ネットワーク端末機) の導入に伴い、導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所借料の値下げ交渉等を実施することで賃借料の削減を図っており、平成 22 年度決算において対前年度決算比で、95,209 千円、1,346 m²削減した。

<国民に提供するサービスその他の業務の質の向上>

- 療護センターにおける脱却による退院患者数について、各療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器による高度な治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が 1 人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式による質の高い看護を行い、中期計画における 5 年間で 75 人以上に対し、平成 19~22 年度の 4 年間で 75 人となった。また、委託病床においても療護センターに準じた適切な治療・看護を実施したことにより、脱却による退院患者数は 9 人となった。
- 療護施設で得られた知見・成果について、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において、地元大学等と連携し研究成果を発表した (中期計画における年 15 件以上の研究発表に対し、平成 19 年度 : 26 件、平成 20 年度 : 37 件、平成 21 年度 : 33 件、平成 22 年度 : 27 件)。 また、短期入院協力病院のスタッフへの研修として、各療護センターにおいて

実務研修を実施している。

<その他業務運営に関する重要事項>

- 人件費に関して、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）」等に基づき、平成 22 年度末までに平成 17 年度における額の 5%以上を基本とする削減を実施することについては、平成 22 年度において 12.6%と達成済みであり、平成 23 年度においても国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を継続しているところである。なお、平成 21 年度当初より、全職員の俸給について約 5%の引き下げを実施、管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成 22 年度までに平成 18 年度比で約 15%に相当する管理職（194 人中 30 人）の削減を実施するとともに、国家公務員の給与改正等を踏まえ、期末・勤勉手当、55 才を超える上位級職員の俸給等の減額、その他手当等の見直しを実施した。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人自動車事故対策機構			府省名	国土交通省	
事務及び事業名	一般業務					
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業用自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者（運行管理者）に対し、当該事項に関する指導及び講習を行う。 ○ 事業用自動車の運転者に対し、適性診断（自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学的な方法等による測定を行い、必要に応じて指導・助言することをいう。）を行う。 ○ 自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者に介護料を支給する。 ○ 自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行う。 ○ 自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行い、その成果を普及する。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	7,855	7,700	7,618	7,351	7,612
	国からの財政支出額	6,160	5,882	5,651	5,450	5,608
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	334 人の内数 ※職員は管理業務、被害者援護業務及び安全指導業務等の各業務をマネージャー制導入により横断的に担務しており、特定の業務に専属で従事していないため、人数に重複がある。	334 人の内数 ※職員は管理業務、被害者援護業務及び安全指導業務等の各業務をマネージャー制導入により横断的に担務しており、特定の業務に専属で従事していないため、人数に重複がある。	334 人の内数 ※職員は管理業務、被害者援護業務及び安全指導業務等の各業務をマネージャー制導入により横断的に担務しており、特定の業務に専属で従事していないため、人数に重複がある。	334 人の内数 ※職員は管理業務、被害者援護業務及び安全指導業務等の各業務をマネージャー制導入により横断的に担務しており、特定の業務に専属で従事していないため、人数に重複がある。	-
	非常勤	24 人の内数	24 人の内数	24 人の内数	24 人の内数	-

		※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	
「基本方針」での指摘	<p>【安全指導業務】</p> <p>○ 適性診断事業及び指導講習事業については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業務移管を進める。指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進める。</p> <p>【自動車アセスメント】</p> <p>○ 平成 23 年度においては、交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>【安全指導体制】</p> <p>○ 民間が実施するものと一体的かつ総合的な事業者に対する安全指導体制の一層の拡大を図る。このため、<u>ユニバーサルサービスの確保にも留意しながら、安全指導業務を担う民間団体等に対し積極的に認定取得を支援する。</u>『「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)：安全指導業務の見直し』</p> <p>【安全指導業務の充実・改善】</p> <p>○ 指導講習及び適性診断に加え、事業者自らが主体的に安全確保体制の強化を図る安全マネジメント及びその評価事業についても、受講者・受診者・事業者のニーズに適切に対応した講習、診断、マネジメント指導等を実施する。また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、講習、診断、マネジメント指導等の内容の一層の充実・改善を図る。</p>					

	<p>【重度後遺障害者への介護料の支給等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>介護料の支給を実施するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。</u>『行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果：重度後遺障害者への支援に集中』 ○ <u>重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院等へ短期入院することや福祉施設等への入所をすることが可能となる支援を検討し実施する。</u>『行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果：重度後遺障害者への支援に集中』 ○ 以上のほか、<u>介護家庭への個別訪問や被害者団体との交流等により得られたネットワークや療護施設で得られた知見・成果を活用し、重度後遺障害者及びその家族のニーズに即した支援を検討し実施する。</u>『行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果：重度後遺障害者への支援に集中』 <p>【自動車アセスメント情報提供業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>(独)交通安全環境研究所への移管及びかかる体制整備について、所要の取組みを行う。</u>なお、移管が行われるまでの間においては、引き続き、機構が業務を担う。『「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)：自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管』 <p>【業務運営の効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>安全指導業務について、IT化等を通じた業務の効率化と「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく民間への業務移管の動向を踏まえつつ、業務運営の効率化を図る。</u>『「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)：安全指導業務の見直し』
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>【安全指導体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、安全指導業務の実施に空白地帯が生じることなく、広く全国における機会を確保しつつ、安全指導業務への民間参入を支援し、民間団体等が実施するものと一体となって安全指導体制の裾野を拡大することが必要である。</u>

認定事業者数

～H22. 4	H22. 12	H23. 4	H23. 9
7者	8者	11者	13者(他1者申請中)

※(独)自動車事故対策機構を除く。

【安全指導業務の充実・改善】

- 安全指導業務の実施は事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしているが、その一層の向上を図るためには、自動車運送事業者における運転者や運行管理者等に限らず、経営トップ自らが全社的な安全性の向上のための取組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図るとともに、現場の声を安全性の向上等に継続的に反映させること等により、計画的に企業全体の安全性の向上を図る必要がある。

機構は自動車事故防止対策に係る知識と経験を有するとともに、安全指導業務のユニバーサルサービスを担っており、事業者自らが主体的に安全確保体制の強化を図る運輸安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を図る観点から、安全指導業務の一環として民間団体等とともに、国に替わる第三者機関としての運輸安全マネジメント評価や運輸安全マネジメントに係る講習等を実施することで一定の役割を担っている。また、事業用自動車の事故防止を一層推進するためには、このような取組みの質の向上を図ることも必要である。

【重度後遺障害者への介護料の支給等】

- 行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果を踏まえ、被害者や医療関係者等との意見交換を積極的に行い、被害者救済対策の拡充のために真に必要な対策を総合的に検討したところ、療護施設の優れた成果の在宅介護への伝播が望まれること、在宅の重度後遺障害者のための短期入院等の利用促進等のためには介護家庭と医療機関や地域社会をつなぐコーディネート機能の充実が必要であること、既存の経済的支援(重度後遺障害者への介護料等)に加えた精神的な支援の充実を図ることが必要であることから、これらを実施する。

【自動車アセスメント情報提供業務】

- 平成23年度に、試験の技術的な実施可能性や評価結果等への施設の影響などの課題等を検討しつつ、交通安全環境研究所の施設改修の要否について結論を得る予定としており、これらの状況を踏まえつつ、(独)交通安全環境研究所への移管及びかかる体制整備について、所要の取組みを行う必要がある。

【業務運営の効率化】

- 行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果を踏まえた被害者援護業務の充実の必要性に基づき、被害者援護業務への人員シフトを図るため、指導講習業務・適性診断業務のIT化や今後の民間参入の動向に応じた業務の集約化・効率化を推進し、適切な人員配置を図る必要がある。

<「廃止」、「民営化」、「他法人等への移管・一体的実施」、「他の事務及び事業との統合」の措置を講じない理由>

【安全指導業務】

- 運行の現場における運行管理者や運転者等に対する安全教育は今後とも国民の生命・財産を守るために必要となる自動車事故防止対策の基本であるため、安全指導業務の実施に空白地帯が生じることなく、広く全国における機会を確保する必要がある。民間等の主体では、団体構成員のみのサービス提供となるなど、全国をカバーするサービスが提供されないおそれがあり、自動車事故被害者対策に重大な支障が生じる。
このようなユニバーサルサービスを確保するためには、現時点では、全国50箇所支所を有し、全国をカバーするサービスを行い得る当該法人以外にこうした業務を安定的、継続的に担い得る組織はない。
従って、廃止等の措置を講じることなく、引き続き、機構が安全指導業務を行っていくことが適当である。

【介護料の支給】

- 自賠責保険金の算定に当たっては、逸失利益、慰謝料等一定の費目について定められた支払基準に従って算定されており、必ずしも日々の介護のための費用についてまで十分にカバーされる状況にはない。特に、自動車事故により重度後遺障害となった者に対しては、保険金が満額支払われた場合でも、医療や介護等に多額の費用を支出しているため、経済的困難に陥る場合が数多く存在している。
このため、自賠責保険制度におけるセーフティネットの考えに基づき、労災保険や介護保険の対象とならず、国の一般の医療・福祉制度で救済されない重度後遺障害者に対しては、自賠責保険の運用益を活用して、介護料を支給している。

	<p>また、介護料の支給にあたり、全国 50 箇所を支所を有し、全ての地域において体を自由に動かすことが困難な被害者の家族が支援を受けることができるよう体制が整備されている。療護センター等で得られた最新の介護情報を掲載した「ほほえみ」の配布等を行うほか、主管支所の在宅介護相談員等による在宅介護の相談等にも対応しており、経済的支援とともに精神的ケアを一体として行っており、更なる被害者援護業務の充実を図る観点からも、療護施設の優れた成果の在宅介護への伝播が望まれること、在宅の重度後遺障害者のための短期入院等の利用促進等のためには介護家庭と医療機関、地域社会をつなぐコーディネイト機能の充実が必要であることなどから、廃止等の措置を講じた場合、交通事故被害者の経済的・精神的支援が果たされないとともに、当該業務に収益性はなく、サービス向上のためのインセンティブもなく民間への移管は困難であり、また、効果的・効率的な運営が望まれない。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づく安全指導業務に係る民間参入や自動車アセスメント業務の(独)交通安全環境研究所への移管に応じた効率化</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人自動車事故対策機構				府省名	国土交通省
事務及び事業名	療護業務					
事務及び事業の概要	自動車事故による被害者で後遺障害が存するため治療及び常時の介護を必要とする者を收容し治療及び養護を行う施設を設置・運営する。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	3,796	3,586	3,428	3,456	3,614
	国からの財政支出額	3,796	3,586	3,428	3,456	3,614
事務及び事業に係る職員数 <small>(各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)</small>	常勤	334 人の内数 ※職員は管理業務、被害者援護業務及び安全指導業務等の各業務をマネージャー制導入により横断的に担務しており、特定の業務に専属で従事していないため、人数に重複がある。	334 人の内数 ※職員は管理業務、被害者援護業務及び安全指導業務等の各業務をマネージャー制導入により横断的に担務しており、特定の業務に専属で従事していないため、人数に重複がある。	334 人の内数 ※職員は管理業務、被害者援護業務及び安全指導業務等の各業務をマネージャー制導入により横断的に担務しており、特定の業務に専属で従事していないため、人数に重複がある。	334 人の内数 ※職員は管理業務、被害者援護業務及び安全指導業務等の各業務をマネージャー制導入により横断的に担務しており、特定の業務に専属で従事していないため、人数に重複がある。	-
	非常勤	24 人の内数 ※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	24 人の内数 ※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	24 人の内数 ※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	24 人の内数 ※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	24 人の内数 ※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。

<p>「基本方針」での指摘</p>	<p>—</p>
<p>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>【療護施設の設置・運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>療護センターにおいては、遷延性意識障害者に対し、医学的な観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。そのために必要なハード・ソフト両面の措置を講じ、治療効果を高める。『行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果：重度後遺障害者への支援に集中』</u> ○ <u>療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表や部外医師・看護師等に対する研修を実施する。『行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果：重度後遺障害者への支援に集中』</u> ○ <u>療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）については、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施し、治療効果を高める。また、委託病床のさらなる量的な拡大については、近畿地区等への拡大を図るほか、地理的要因や既存委託病床の利用状況等を勘案し、引き続きその必要性を検討する。『行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果：重度後遺障害者への支援に集中』</u>
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>【療護施設の設置・運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療護施設における質の高い治療・看護技術と公平な治療機会を確保するとともに、得られた優れた知見・成果の普及促進を図るため、積極的に学会発表を行いつつ、他の医療機関の医師や看護師への研修等を実施する必要がある。さらには在宅介護への伝播も望まれる。 ○ 行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果を踏まえ、被害者や医療関係者等との意見交換を積極的に行い、被害者救済対策の拡充のために真に必要な対策を総合的に検討するとともに、機構において平成23年2月に設置した有識者から成る「委託病床の拡充にかかる検討委員会」においても、新たな委託病床の拡充が必要であるとされている。 <p>< 「廃止」、「民営化」、「他法人等への移管・一体的実施」、「他の事務及び事業との統合」の措置を講じない理由 ></p>

- 療護施設の運営については、民間の医療機関では十分な対応がなされない自動車事故による最重度の後遺障害者に特化した治療・看護を行っており、代替性を有しないものである。当該業務を実施することが可能な組織は機構のみであるため、廃止等の措置を講じることは自動車事故被害者対策に重大な支障が生じる。従って、廃止等の措置を講じることなく、引き続き、機構が療護業務を行っていくことが適当である。
- また、現在、機構が6療護施設ごとに民間の医療機関へ委託する手法をとりつつ、6施設を一体的に運営しているところである。

機構がこうした手法をとり、適切な指導・監督を行うことによって、各委託先の民間医療機関では、委託された療護施設部門と、それ以外の一般の診療部門とが混同することなく明確に区分された運営が確保されており、かつ入院患者の症状や回復の度合いを計る療護施設共通スケールである「NASVA スコア」に基づく患者受け入れ方針の下、ワンフロア病棟システムやプライマリー・ナーシング方式等の一定以上の施設水準による、高水準の手厚い看護や高度な治療等が実現されている。

運営面においても、機構が一体的に運営することにより、細かな施設改修等への迅速な対応が可能となり、さらに各療護施設の所在地域ごとの医療関係人件費・物件費水準を勘案した上で、適切な査定を行うことにより妥当な委託費の額を担保しているところである。

また6療護施設、特に4つの療護センターにおいては、それぞれの特色を生かして遷延性意識障害者への最新の治療・看護技術等の研究を実施しているが、機構が療護施設を一体的に運営することによって、①機構の主催による医師、看護師等の各職種ごとの6療護施設間の連絡会議を開催し、それぞれの高度な治療・看護技術を共有する②「NASVA スコア」に基づく6療護施設全体の治療効果の分析を行う③脳神経外科分野における複数の療護施設による共同研究を行うなど、療護施設間の連携が図られており、こうしたことによって、遷延性意識障害者への高度な治療・看護の水準が維持されているのみならず、より一層向上させているものと認識している。

仮に、機構を介することなく国から単純に各医療機関へ直接委託されることとなれば、機構が6療護施設を一体的に運営することにより構築されてきた、共通の施設や看護・治療の水準、各施設間の連携が低下し、さらには介護料の支給等他の被害者援護業務との一体的運営による事業の効率性や有効性における相乗効果も失われること等により、これまで実現されてきた遷延性意識障害者への高度な治療・看護の水準が維持できなくなることが懸念されるとともに、機能的・効率的な運営も困難になる。

	従って、廃止等の措置を講じることなく、引き続き、機構が6療護施設を一体的に運営していくことが適当である。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	—

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人自動車事故対策機構			府省名	国土交通省	
事務及び事業名	貸付業務					
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車事故により死亡した者の遺族又は後遺障害をもたらす傷害を受けた者の家族である義務教育終了前の児童への必要な生活資金の貸付けを行う。 ○ 自動車事故による損害賠償についての債務名義を得た被害者であって当該債務名義に係る債権についてその一部の弁済を受けることが困難であると認められる者への必要な資金の一部貸付けを行う。 ○ 自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者が損害賠償額として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行う。 ○ 自賠法の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者が損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行う。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度 (要求)
	支出予算額	2,196	1,829	1,744	1,951	2,066
	国からの財政支出額	574	523	510	499	533
事務及び事業に係る職員数 (※年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	334 人の内数 ※職員は管理業務、 被害者援護業務及 び安全指導業務等 の各業務をマネー ジャー制導入によ り横断的に担務し ており、特定の業務 に専属で従事して いないため、人数に 重複がある。	334 人の内数 ※職員は管理業務、 被害者援護業務及 び安全指導業務等 の各業務をマネー ジャー制導入によ り横断的に担務し ており、特定の業務 に専属で従事して いないため、人数に 重複がある。	334 人の内数 ※職員は管理業務、 被害者援護業務及 び安全指導業務等 の各業務をマネー ジャー制導入によ り横断的に担務し ており、特定の業務 に専属で従事して いないため、人数に 重複がある。	334 人の内数 ※職員は管理業務、 被害者援護業務及 び安全指導業務等 の各業務をマネー ジャー制導入によ り横断的に担務し ており、特定の業務 に専属で従事して いないため、人数に 重複がある。	-
	非常勤	24 人の内数	24 人の内数	24 人の内数	24 人の内数	-

		※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	※非常勤職員においても同様に、横断的に担務しており、人数に重複がある。	
「基本方針」での指摘	—					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>【交通遺児等への生活資金の貸付】</p> <p>○ 被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。</p> <p>【業務運営の効率化】</p> <p>○ 交通遺児等貸付について、より適切な債権管理・債権回収を強化する。『「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）：債権管理・資金回収の強化』</p>					
備考〔補足説明〕	<p>【交通遺児等への生活資金の貸付】</p> <p>○ 行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果を踏まえ、総合的に被害者救済対策の充実を図る必要がある。交通遺児等への生活資金の貸付については、既存の経済的支援（介護料支給、生活資金貸付）に加え、精神的な支援の充実を図ることが必要である。</p> <p>【業務運営の効率化】</p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、各独立行政法人のすべての事務・事業の基本的考え方として、「債権管理・資金回収を強化する」とが示されているとともに、従来から中期目標・中期計画において債権回収率は「90%以上を確保する」としており、一層の適切な債権管理を図る必要がある。</p> <p>なお、生活資金貸付の債権残額に占める貸倒懸念債権の割合が累増しているが、引き続き、増加要因の分析を行った上で、「債権回収マニュアル」により債権の管理・保全を徹底するとともに、遺児家庭の生活状況を把握するために積極的に訪問折衝等を行い、債権回収実績の向上を図る必要がある。</p>					

	<p>< 「廃止」、「民営化」、「他法人等への移管・一体的実施」、「他の事務及び事業との統合」の措置を講じない理由 ></p> <p>○ 廃止等の措置を講じた場合、機構が行う貸付業務は、交通事故による被害者の保護を図る観点から、生活困窮に陥っている交通事故被害者又はその家族に対し生活維持に必要な最低限度の生活資金を貸し付けているものであり、交通事故被害者又はその家族のセーフティネットの役割を果たしているものであり、交通事故被害者の救済が果たされなくなる。</p> <p>また、貸付利用者の負担を少なくする必要があるため、当該貸付業務は長期かつ無利子で行っており、このことから収益性が全くなく、かつ債権回収リスクが高くならざるを得ないこと、少額の定期的な貸付けとその債権管理を行うという特殊性を有していることから、民間金融機関等にその役割を期待することはできない。</p> <p>さらに、生活資金貸付にあたり、全国 50 箇所には支所を有し、全ての地域において生活が困窮している被害者の家族が支援を受けることができるよう体制が整備されている。交通遺児等の精神的サポートとして、教育、医療、就職等の生活上の問題に関する被害者家族からの相談に対応するとともに、各支所にて交通遺児友の会活動を行うことにより、被害者家族同士が交流や情報交換を行う機会を提供している。</p> <p>精神的支援について被害者家族等からの求めもあり、機構において経済的支援とともに精神的支援を一体として実施していることから、廃止等の措置を講じた場合に効果的・効率的な運営が望まれない。</p> <p>このような観点から、生活困窮に陥っている交通事故被害者又はその家族に対する持続的な支援が必要であり、自動車事故による被害者保護に係る知識と経験を有し、また自動車事故による被害者の保護を増進することを目的とする機構に行わせることが適当である。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>—</p>

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案整理表

法人名	自動車事故対策機構
-----	-----------

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考[補足説明]	(参考)基本方針の関連部分
1. 不要資産の国庫返納	—	○該当なし。	<p>○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>
2. 事務所等の見直し	<p>○主管支所及び支所ごとの業務実態を把握した上で、安全指導業務における民間との役割分担や、行政刷新会議の指摘(平成22年10月30日)を踏まえた被害者援護業務の充実の必要性に基づき、業務の集約化・効率化を図る。</p>	<p>○マネージャー制の活用等により、被害者援護業務及び安全指導業務等の各業務を横断的に担務し、管理体制のスリム化や支所業務の合理化を推進しているところである。指導講習及び適性診断については、法令で自動車運送事業者が受講・受診させることを義務付けており、本法人は、これらが全国一律かつ同水準で確実に受けることができるための役割を担っているとともに、生活資金貸付業務や介護料の支給業務においては相談などの精神的サポートの窓口となっているなど、安易な地方組織の再編は国民サービスの低下を招く恐れがある。安全指導業務における民間との役割分担や、行政刷新会議の指摘(平成22年10月30日)を踏まえた被害者援護業務の充実の必要性に基づき、支所業務の合理化による効率的な業務体制を図る。</p> <p>○東京都内において本部及び支所を設置しているが両所は全国の支所を統括する本部機能と東京都内の受益者へのサービスを提供する支所機能</p>	<p>経費削減の観点から、事業規模に応じた賃借料の削減の取組を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応じて、支所の合理化を進める。(22年度以降実施)</p> <p>○国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考[補足説明]	(参考)基本方針の関連部分
		<p>と異なる機能を有しており、一方を廃止することはできない。また、両所を統合したとしても、事務スペース及び受益者向けの必要スペースは変わらないことから、両所の現在の面積を合わせた規模の賃貸物件が必要となり、統合のメリットは見出せないものと考えられ、本部、支所の統合も困難である。</p> <p>○i-NATS(ネットワーク端末機)の導入に伴い、導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所借料の値下げ交渉等を実施してきたところである。</p>	<p>○本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	<p>○実質的な競争性を確保するため、総合評価落札方式の拡大、複数年度契約の拡大に取り組んでいる。なお、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の改善については以下の具体的な措置を引き続き講じる。 (公告期間)原則10日以上に設定し、入札説明を要する事案は説明会から入札日までさらに10日間をとり、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。 (競争参加資格の緩和)国における競争参加資格を有するものとしているが、資格等級の制限を行っていない。 (仕様書の見直し)原則入札説明会を開催し、入札参加希望者の業務に対する理解を高め、質問に対しては随時回答をする。 (公募の公告)契約予定者名を公告に入れない。 (一者応札となった場合)複数者の応募があったが結果的に一者応札となった案件は、辞退者に対して理由を確認し今後の対応策の参考とする。</p>	<p>○「随意契約等見直し計画」を徹底して行っており、引き続き、着実な実施を図る。</p>	<p>○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	<p>○「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえた措置を講ずることについて、ホームページによる周知及び入札公告等への記載を行い、引き続き、取引関係の透明性の向上に努める。</p>	<p>○引き続き、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく対応を図っていく。</p>	<p>○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	—	○該当なし。	○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。
④ 調達の見直し	○調達の改善策として、契約監視委員会による契約内容の点検を受け、随意契約の見直しを図り、真にやむを得ないものを除き速やかに一般競争入札等へ移行するとともに、総合評価落札方式、複数年契約の拡大に取り組み、一者応札・応募に関しては、契約の条件、契約の手続きを見直し、実質的な競争性・透明性の確保を図ってきたところであり、引き続き、「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議「公共サービス改革分科会」とりまとめ)も踏まえながら、経費の削減等に努める。	○当法人は、自動車事故により重度の後遺障害を負われた方を専門に受入れ治療・看護を行う療護施設を運営するなどしており、類似の事業類型を有する機関はない。	○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	○主務大臣の検証結果に基づき、国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図る。 ○給与水準については、引き続き、对国家公務員指数(ラスパイレス指数)を指標として、監事監査及び評価委員会による事後評価においても、厳格なチェックを行う。	○主務大臣の検証結果において、国に準じた給与と体系となっているが、国家公務員の水準を上回っていることから、引き続き改善を図る必要がある。	○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 ○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。
② 管理運営の適正化	○次期中期目標において定める一般管理費(人件費等を除く。)、業務経費(人件費等を除く。)の削減目標に基づき、業務運営コストの削減を図る。 ○事業費等の所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にする。 ○法人の保有する個人情報の保護、業務に関わる法令等遵守及び職員倫理を徹底し、一層のコンプライアンスを推進するため、全職員のサービスに係る倫理の保持及び職務の公正な執行等について監視、検証を徹底する。	○法人の保有する個人情報の保護、業務に関わる法令等遵守及び職員倫理の確立等のため、コンプライアンス委員会を設置するとともに基本方針を策定し、コンプライアンスの推進を図っているところだが、23年度に発覚した職員による不正な経理事務処理を捉え、再発防止のための取り組みを確実に実施するとともに、全職員のサービスに係る倫理の保持及び職務の公正な執行等について監視、検証の徹底を図り、必要な措置を講じていくことが重要である。	○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 ○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。 ○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考[補足説明]
5. 自己収入の拡大	<p>○安全指導業務に係る受講・受診者であるトラック等運送事業者は、その多くが中小零細企業であり、景気の動向を踏まえ、受講・受診料の見直しについては、慎重に検討を行うこととする。</p> <p>○療護センターの高度先進医療機器について、入院患者に支障のない範囲内で、外部検査受託を行い、経費の削減を図る。</p>	<p>○国として適切な事故防止対策を講じるという観点から、適切な受益者負担のあり方については、情勢に応じて、慎重に検討していく必要がある。また、機構の保有する施設について、資産の有効活用により自己収入の確保を図る観点から、引き続き、効率的な運用を図る必要がある。</p>
6. 事業の審査、評価	<p>○引き続き、法人が行う中期計画、年度計画、その他事業の的確な遂行に資するため、外部有識者から成る「業績評価のための特別なタスクフォース」を設置し、療護センター事業及び自動車アセスメント事業に関する外部評価並びに毎事業年度に係る業務の実施状況に関する意見を聴取する。</p>	<p>○中期計画、年度計画、その他事業の的確な遂行に資するために、引き続き、外部評価等を行う必要があるため。</p>
7. その他		

(参考)基本方針の関連部分
<p>○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>
<p>○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>
<p>○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>
<p>○複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>
<p>○中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>
<p>(注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のものうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。</p>

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人 住宅金融支援機構			府省名	国土交通省・財務省	
沿革		昭和 25.6 住宅金融公庫 → 平成 19.4 住宅金融支援機構					
中期目標期間		第 1 期：平成 19 年度～平成 23 年度					
役員数及び職員数 (平成23年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		11 人（ 3 人）	11 人（ 3 人）	0 人（ 0 人）	936 人		216 人
年 度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	341,000	271,000	224,000	131,269	100,734	205,793
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	341,000	271,000	224,000	131,269	100,734	205,793
	うち運営費交付金	—	—	—	—	—	—
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	341,000	271,000	224,000	131,269	100,734	205,793
	うち政府出資金	66,000	66,000	92,600	26,355	10,908	60,403
支出予算額の推移 (単位：百万円)		12,460,457	9,862,776	9,192,897	10,269,070	10,633,205	8,116,981
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		△ 141,424	△ 177,682	△ 330,974	△ 372,035		
発生要因		証券化支援勘定については、初年度にかかる MBS の発行費用を次年度以降の金利収入で賄う収支構造となっているため、近年の債券発行金額の増加に伴い損失が発生している。また、東日本大震災の影響により貸倒引当金を計上したことから繰越欠損金が増加している。 既往債権管理勘定については、延滞が発生した場合に貸倒引当金の計上が必要となり、損失が発生するものであるが、近年ではリーマンショック及び東日本大震災の影響により延滞が増加し、繰越欠損金が発生している。					
見直し内容		繰越欠損金の発生要因、処理方策及びスケジュールを明確化し、第二期中期目標期間の最終年度までに、既往債権管理勘定以外の勘定全体（保証協会承継業務経理を除く）で繰越欠損金を解消する。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		—	—	—	—		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		257,939	42,433	170,698	133,807	(見込み) 124,230	(見込み) 34,801
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		出資金の返納に伴う機会費用の減少、事業の廃止に伴う業務費用の減少					

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 22 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費（退職手当を除く人件費を含む。）については、第一期中期目標において、中期目標期間の最終年度までに15%以上削減する、としているところ、2年前倒しで達成した（平成 21 年度▲15.3%、平成 22 年度▲21.2%）。 ○ 証券化支援業務に係る経費率については、第一期中期計画において、中期目標期間の最終年度において 0.30%以下とするように努める、としているところ、平成 19 年度 0.49%、平成 20 年度 0.38%、平成 21 年度 0.35%、平成 22 年度 0.31%と目標達成に向けて着実に取り組んでおり、最終年度である平成 23 年度末には目標を達成できる見込みである。 ○ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る経費率については、第一期中期計画において、中期目標期間の最終年度において 0.35%以下とするよう努める、としているところ、2年前倒しで達成した（平成 21 年度 0.31%、平成 22 年度 0.30%）。
--	--

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 住宅金融支援機構		府省名	国土交通省・財務省		
事務及び事業名	証券化支援事業					
事務及び事業の概要	<p>民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援するもの。</p> <p>○買取型：民間金融機関の長期固定金利の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託した上で、それを担保としたMBS（資産担保証券）を発行するもの。</p> <p>○保証型：民間金融機関の長期固定金利の住宅ローンに対して住宅金融支援機構が住宅融資保険（保証型用）を付した上で、それを担保として発行された債券等について、期日どおりの元利払いを保証するもの。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	2,664,350	2,716,319	3,580,468	4,143,943	3,311,436
	国からの財政支出額	66,000	86,000	15,269	12,809	70,593
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	295人	294人	299人	301人	-
	非常勤	67人	64人	68人	65人	-
「基本方針」での指摘	講ずべき措置	実施時期	具体的内容			
	ALM リスク対応出資金の国庫返納	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALM リスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。			
	金利変動準備基金の国庫返納	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○ 平成23年度政府予算において、ALM リスク対応出資金113億円、金利変動準備基金106億円、優良住宅取得支援制度出資金300億円をそれぞれ国庫納付することとしており、これを着実に実施する。</p> <p>○ 一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため、消費者等の更なる利便性の向上及びより一層の業務運営の効率化を図りながら証券化支援事業を適切に実施するとともに、既往債権管理勘定以外の勘定全体（保証協会承継業務経理を除く）で第二期中期目標期間の最終年度ま</p>					

	<p>でに繰越欠損金を解消する。</p> <p>○ 債務者の状況把握を徹底するとともに、引き続ききめ細やかな返済相談を実施し、債務者のデフォルト防止に努める。</p>
備考〔補足説明〕	<p>長期固定金利型の住宅ローンは、将来の金利変動リスクをなくし、国民の計画的な住宅取得に寄与するものであるが、預金を主たる原資とする民間金融機関では十分な供給がなされておらず、引き続き証券化支援事業を着実に実施していくことが必要である。</p>
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<p>出資金の返納に伴う機会費用の減少</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 住宅金融支援機構		府省名	国土交通省・財務省		
事務及び事業名	住宅融資保険事業					
事務及び事業の概要	民間金融機関の住宅ローンが不測の事態により事故となった場合に、あらかじめ締結した保険契約に基づき民間金融機関に保険金を支払うもの。					
事務及び事業に係る予算額 (単位: 百万円)		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度 (要求)
	支出予算額	5,585	10,622	27,230	57,206	9,931
	国からの財政支出額	-	5,000	14,000	-	-
事務及び事業に係る職員数 (毎年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	29 人	32 人	36 人	34 人	-
	非常勤	6 人	7 人	8 人	7 人	-
「基本方針」での指摘	講ずべき措置	実施時		具体的内容		
	廃止	24 年度から実施		平成 21 年 4 月の「経済危機対策」により平成 23 年度まで保険料率引下げ（平成 21 年 12 月の「緊急経済対策」において、平成 22 年 12 月まで引下率上乘せ）が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等（フラット 35 に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。		
	高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23 年度から実施		高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。		

<p>事務及び事業の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>○ 平成 24 年度から現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して行う必要のある事業等（フラット 35 に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）は、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> <p>具体的には、付保対象を以下の融資に限定する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①フラット 35 に係るつなぎ融資・パッケージ融資 ②リバースモーゲージ型融資 ③子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資 <p>○「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 32 号）の成立を受け、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする融資保険を、平成 23 年 10 月 20 日の同法施行に合わせて実施する。</p>
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>「基本方針」での指摘に沿って措置を講じるものである。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）</p>	<p>事業の廃止に伴う業務費用の減少、出資金の返納に伴う機会費用の減少</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 住宅金融支援機構		府省名	国土交通省・財務省														
事務及び事業名	住宅資金貸付事業																	
事務及び事業の概要	災害復興住宅融資など政策的に重要でありながら民間では対応が困難な分野について、長期固定金利のローンを供給するもの。																	
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)												
	支出予算額	905,433	1,030,286	1,130,283	925,231	1,187,174												
	国からの財政支出額	-	1,600	-	600	135,200												
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	100人	109人	112人	109人	-												
	非常勤	22人	23人	25人	23人	-												
「基本方針」での指摘	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">講ずべき措置</th> <th style="width: 15%;">実施時期</th> <th style="width: 55%;">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸住宅融資の廃止</td> <td>23年度から実施</td> <td>現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</td> </tr> <tr> <td>高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築</td> <td>23年度から実施</td> <td>高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。</td> </tr> <tr> <td>まちづくり融資の廃止</td> <td>24年度から実施</td> <td>まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</td> </tr> </tbody> </table>						講ずべき措置	実施時期	具体的内容	賃貸住宅融資の廃止	23年度から実施	現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。	高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。	まちづくり融資の廃止	24年度から実施	まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
講ずべき措置	実施時期	具体的内容																
賃貸住宅融資の廃止	23年度から実施	現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。																
高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。																
まちづくり融資の廃止	24年度から実施	まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。																

<p>事務及び事業の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>○ 現行の賃貸住宅融資は平成 23 年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として融資を行う。</p> <p>具体的には、融資対象物件を以下のいずれかを満たすものに限定する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① トップランナー基準相当 ② 省エネ等級 4 ③ 省エネ等級 3 を満たした上で、開口部において断熱性能が省エネ等級 4 仕様の窓（二重サッシまたは複層ガラス）を使用 <p>○ 「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 32 号）の成立を受け、サービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資について、平成 23 年 10 月 20 日の同法施行に合わせて実施する。</p> <p>○ 現行のまちづくり融資は平成 24 年度に廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について、中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> <p>具体的には、融資対象者を中小事業者（組合を含む）に限定するとともに、融資対象事業を耐震性など防災性の向上に特に寄与する以下の建替え事業等に限定する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市街地再開発事業・防災街区整備事業 ② マンション建替え・リフォーム事業 ③ 重点密集市街地等における建替え事業
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>○ 「基本方針」での指摘に沿って措置を講じるものである。</p> <p>○ 災害復興住宅融資については、東日本大震災等からの復興を支援するため、平成 23 年度補正予算により基本融資額の融資金利の引下げ等の制度拡充を行ったところであり、引き続き適切に実施していくことが必要である。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）</p>	<p>事業の廃止に伴う業務費用の減少、出資金の返納に伴う機会費用の減少</p>

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 住宅金融支援機構			府省名	国土交通省・財務省	
事務及び事業名	既往債権管理業務					
事務及び事業の概要	旧住宅金融公庫が過去に行った融資に係る債権について管理を実施するもの。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	6,063,348	5,222,865	5,291,877	5,870,022	3,579,563
	国からの財政支出額	205,000	131,400	102,000	87,325	—
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	224人	204人	187人	181人	-
	非常勤	51人	44人	43人	39人	-
「基本方針」での指摘	—					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	将来的な繰越欠損金の解消に向けて、より一層適切な債権管理の実施を図る。					
備考〔補足説明〕	既往債権管理業務は、住宅金融支援機構が、その設立に際して旧住宅金融公庫から法律に基づき承継した債権を管理するものであり、機構が行うべき業務として引き続き適切に実施していくことが必要である。					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	—					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 住宅金融支援機構		府省名	国土交通省・財務省		
事務及び事業名	団体信用生命保険事業					
事務及び事業の概要	機構が生命保険会社等との間で団体信用生命保険等契約を締結し、フラット35又は旧公庫融資利用者が死亡・高度障害状態等となった場合に生命保険会社から機構に支払われる生命保険金をもって利用者の残りの住宅ローンの弁済をするもの。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	383,174	358,409	376,865	378,035	261,000
	国からの財政支出額	-	-	-	-	-
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	26人	23人	20人	20人	-
	非常勤	6人	5人	5人	4人	-
「基本方針」での指摘	-					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	近年の団信加入率の動向を踏まえ、住宅ローン利用者がより加入しやすい制度となるよう、商品性の見直し等の取組みを進める。					
備考〔補足説明〕	団体信用生命保険は、信用補完を目的としてローン債権の信用供与機関が生命保険会社等と契約を締結して事業を行うものであり、信用供与機関である機構が引き続き適切に実施していくことが必要である。					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	-					

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案

法人名	住宅金融支援機構
-----	----------

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
1. 不要資産の国庫返納	<p>平成23年度政府予算において、ALMリスク対応出資金113億円、金利変動準備基金106億円、優良住宅取得支援制度出資金300億円をそれぞれ国庫納付することとしており、これを着実に実施する。</p> <p>平成24年度から廃止される住宅融資保険事業及びまちづくり融資について、不要となる政府出資金は国庫納付する。</p>	<p>「基本方針」での指摘に沿って措置を講じるものである。</p>	<p>平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率(フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率)等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。(23年度中に実施)</p> <p>金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。(23年度中に実施)</p> <p>平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額(2000億円)について、確実に返納する。(22年度中に実施)</p> <p>平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額(300億円)について、確実に返納する。(22年度中に実施)</p> <p>○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>
2. 事務所等の見直し	<p>全資産について保有及び借上げの妥当性を検証した上で、平成23年度中に見直し計画を策定し、次期中期目標期間に当該計画に沿った見直しを行う。</p> <p>職員宿舎及び公庫総合運動場については、売却手続を進めている。</p> <p>なお、東京事務所、海外事務所、職員研修・宿泊施設は保有していない。</p>	<p>「基本方針」での指摘に沿って措置を講じるものである。</p>	<p>平成22年度中に、本部、事務所、宿舎、借上事務所等の全資産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舎等の統廃合を検討する。(22年度から実施)</p> <p>職員宿舎及び公庫総合運動場について、売却を進める。(22年度から実施)</p> <p>○国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	引き続き、随意契約等見直し計画に沿って、随意契約・一者応札・一者応募の解消に向けた取組みを進める。		○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。
② 契約に係る情報の公開	引き続き、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長)に基づいた措置を実施する。		○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	機構が出資している関連法人はない。横断的取組方針が示された場合には、それを踏まえて検討する。		○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。
④ 調達の見直し	共同調達については、機構が実施する証券化支援事業等には類似の事業類型がないため困難である。 また、公共サービスの改革に関する法律により、官民競争入札等の対象となる事業は「公共サービス改革基本方針」にて選定されること、機構の実施する事業は選定されていない。		○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	人件費全体の抑制を更に図るとともに、ラスパイレス指数については、手当を含めた役職員給与の在り方について厳しく検証し、更なる改善に抜本的に取り組む。	「基本方針」での指摘に沿って措置を講じるものである。	職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。(22年度から実施) ○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 ○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
② 管理運営の適正化	<p>引き続き、業務運営の在り方について見直しを進め、一般管理費を含めた業務運営コストの削減に努める。</p> <p>第一期中期目標期間中に職員による不祥事が発生したことを踏まえ、第三者委員会において策定した再発防止策を的確に実施し、不祥事を再発することのないよう、組織体制の整備・見直しを行う。</p>	<p>「基本方針」での指摘に沿って措置を講じるものである。</p>	<p>○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> <p>○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p> <p>○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>
5. 自己収入の拡大	<p>該当無し。</p>	<p>—</p>	<p>○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p> <p>○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> <p>○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>
6. 事業の審査、評価	<p>該当無し。</p>	<p>—</p>	<p>○複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p> <p>○中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>
7. その他			<p>(注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のものうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。</p>

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 23 年8月現在)

国土交通省所管(1法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
7	自動車事故対策 機構 (18)	● 交通遺児等に対する生活資金貸付の業務コスト削減	① 平成 19 年度及び平成 20 年度において債権回収要員の主管支所への集約化に加え、債権回収業務の効率化を図ったことにより、平成 18 年度比 26.8%の経費を削減した。
		● 支所業務の集約化、要員配置の見直し	① 主管支所及び支所における業務の集約を含めた見直しを行い、管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置を見直した結果、平成 22 年度までに平成 18 年度比で約 15%に相当する管理職 (194 人中 30 人) の削減を実施した。